

平成 26 年
4 月 1 日から

公共施設の使用料や公共料金などが 変わります

消費税率が 8% に引き上げられることに伴い、市では公共施設の使用料や公共料金などに与える影響を検証した結果、使用料などを改定することとしました。

対象となるものは、下記の施設使用料と上下水道使用料です。

学校施設、長岡中央公民館(あやめ会館)、長岡体育館、葦山体育館、大仁体育館、大仁東体育館、大仁武道館、江間グラウンド、神島グラウンド、葦山文化センター(時代劇場)、大仁市民会館、葦山農村環境改善センター、葦山温泉館、長岡総合会館(アクシスカつらぎ)、広瀬公園、狩野川リバーサイドパーク、葦山運動公園、さつきヶ丘公園、長岡温水プール、長岡北浴場、長岡南浴場、高齢者温泉交流館、上下水道料金



◆平成 26 年 3 月 31 日までの使用料などに対する増加額はおおむね次のとおりです。

3 月 31 日までの使用料など	増加額
200 円未満	0 円～ 10 円
200 円～ 1,000 円	10 円～ 30 円
1,000 円～ 3,000 円	20 円～ 100 円
3,000 円～ 10,000 円	90 円～ 300 円
10,000 円～ 34,000 円	300 円～ 940 円

◆主な施設の使用料は、次のとおりです。

施設名	区分	使用料(円)	
		3 月 31 日まで	4 月 1 日から
長岡体育館競技場(全面)	19:30～21:30	2,100	2,160
長岡中央公民館(あやめ会館)会議室	13:00～17:00	1,400	1,440
狩野川リバーサイドパーク テニスコート	1 面 1 時間	500	510
長岡総合会館(アクシスカつらぎ)会議室	8:30～12:30	1,200	1,230
葦山文化センター(葦山時代劇場)研修室 1	8:30～12:30	1,100	1,130
長岡北浴場	当日券 大人 1 人 1 回	300	310

平成 26 年 3 月 31 日までに使用承認を受けたものはこれまでの使用料などが適用され、平成 26 年 4 月 1 日から使用承認を受けたものは新たな使用料などが適用されます。

詳しくは、各施設の担当課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。市民の皆さまのご理解のほどよろしくお願いいたします。

問合せの内容	問合せ先	電話番号
社会教育施設・体育施設など	社会教育課	☎ 055-948-1461
アクシスカつらぎ	アクシスカつらぎ	☎ 055-948-0225
葦山時代劇場	葦山時代劇場	☎ 055-949-8600
葦山温泉館・長岡北・南浴場	観光課	☎ 055-948-1480
高齢者温泉交流館	長寿福祉課	☎ 0558-76-8011
水道料金	水道課	☎ 055-948-2911
下水道料金	下水道課	☎ 055-948-2920

かんぼつ 間伐補助金制度

木々が成長してくると林の中が込み合い、隣どうして枝葉が重なり合うこととなります。このような状態では、木がお互いの成長を阻害してしまいます。また、日光の届かない地面には下草が生えず土砂流出の危険もあります。そこで、間伐をすることにより木々の間隔が広くなり、健全な木が育つようになります。また、日光が地面に届きやすくなり、下草が生えて土砂流出を防止することができます。



間伐による利点

- ・林内に光が入り下草が生え土砂災害の防止になります。
- ・二酸化炭素吸収量が多くなり地球温暖化防止に貢献します。
- ・幹が太く枝がしっかりした健全な木が育ち、病害虫、風雪害に抵抗力の高い森林となります。
- ・幹の直径成長を促し、まっすぐで良質な木材を生産します。

市では間伐事業への補助制度を実施しています。

条件	補助率
一施業地が 0.1ha 以上あること。林齢 11～90 年生の施業地で 20% 以上の間伐率であること。スギ、ヒノキ、クヌギであること。地域森林計画で対象となっている区域であること。	県の定める間伐事業標準単価で計算した事業費の 10 分の 9 以内

※補助金制度の詳細については直接お問い合わせください。

平成 26 年度間伐事業標準単価(見込み)

対照年齢(林齢)	間伐単価(1ha あたり)
11～25 年生	206,000 円
26～60 年生	166,000 円
61～90 年生	100,000 円

※間伐事業標準単価は年度によって変更の可能性があります。

障がい福祉課業務の取扱い窓口が変わります

障がい福祉課
☎ 0558-76-8007

これまで伊豆長岡庁舎市民課および葦山支所市民課で取り扱いをしていた下記の業務については、4 月から大仁庁舎障がい福祉課での受付となります。

- | | |
|----------------------------------------------|-------------------------------|
| 1. 身体障害者手帳の新規申請受付、交付 | 6. 重度障害者(児)医療費助成制度認定申請の受付 |
| 2. 療育手帳の新規申請受付、交付 | 7. 重度障害者(児)医療費助成金の支給申請書受付 |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳の新規・更新申請受付、交付 | 8. 補装具・日常生活用具の申請受付 |
| 4. 自立支援医療(精神通院)支給の認定・更新申請受付、各種変更届の受付、受給者証の交付 | 9. 身体障害者のNHK放送受信料免除申請受付、証明書発行 |
| 5. 精神障害者入院医療費助成金の交付申請書受付 | 10. ゆずりあい駐車場利用証交付 |
| | 11. 身体障害者手帳についての手続き案内 |

◆住民異動(転居、転出、死亡等)を伴う下記の①～⑤の業務については、今までどおり長岡庁舎市民課および市民課葦山支所でも取り扱いをします。

- ① 身体障害者手帳に関する記載事項訂正(住所変更など)、返還届(死亡)
- ② 療育手帳に関する記載事項訂正(住所変更など)、資格喪失届(死亡)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳に関する記載事項訂正(住所変更など)、返納届(死亡)
- ④ 重度障害者(児)医療費助成受給者証に関する記載事項訂正(住所変更など)、喪失届(死亡、転出)
- ⑤ 身体障害者有料道路割引および ETC 利用申請受付、証明書発行